

令和6年6月19日

泉南市教育委員会 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 津 戸 正 広

事件名：泉南市情報公開決定（令和5年泉南教委指第1197号）の件
諮問日：令和6年2月9日（令和5年度諮問第5号）

答 申 書

第1 審査会の結論

泉南市情報公開請求書の（1）件名箇所1.いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書につき、一部公開とした決定は妥当である。同件名箇所2.同法第28条第1項の規定による調査に係る文書について、本件の対象文書の保有を確認した上で、改めて情報公開決定等をすべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項により、令和5年7月25日付けで「泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会では、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。泉南市教育委員会の公文書の中で、当該事案に係る以下の文書をすべて出してください。1. いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書、2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書」（以下「本件対象文書」という。）の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を泉南市教育委員会教育長宛てに行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求について、個人に関する情報及び公開することにより、当該事務事業の適正な遂行を妨げるおそれのある情報を非公開部分とし、本件対象文書の一部公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年8月23日付け泉南教委指第1197号泉南市情報公開決定通知書で審査請求人に対して通知した。

- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 11 月 24 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査請求を行った。
- 4 処分庁は、令和 5 年 12 月 19 日付けで弁明書を審査庁宛てに提出した。
- 5 審査請求人は、弁明書に対し、令和 6 年 1 月 24 日付けで行政不服審査法第 30 条第 1 項の規定による反論書を審査庁及び処分庁宛てに提出した。
- 6 審査庁は、令和 6 年 2 月 9 日付けで条例第 16 条第 1 項の規定により泉南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 7 審査請求人は、令和 6 年 3 月 18 日付けで主張書面及び令和 5 年 11 月 24 日付審査請求に係る経緯を審査会宛てに提出した。

第 3 審査請求の趣旨

- 1 審査請求に係る処分により公開、交付された文書全てが、令和 4 年 8 月 1 日に開催された令和 4 年第 1 回泉南市教育委員会会議の臨時会における報告第 2 号「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案で間違いないかを調査すること。
- 2 審査請求に係る処分により公開、交付された「令和 4 年 12 月 1 日付け泉南教委指第 1748 号」の文書と、令和 4 年 8 月 26 日付け標題「本校における●のいじめ調査報告書」が、同じ事案についてのものなのかを調査すること。
- 3 1 の調査を行なった結果、審査請求に係る処分により公開、交付された文書が、令和 4 年第 1 回泉南市教育委員会会議の臨時会における報告第 2 号「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案でなかった場合、審査請求人の本件公開請求どおり、泉南市教育委員会会議令和 4 年第 1 回臨時会の報告第 2 号泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案の「いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項に係る文書」と「同法第 28 条第 1 項の規定による調査に係る文書」を公開、交付すること。その際、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項、同法第 30 条第 1 項に係る文書の日付け部分は、条例第 10 条第 1 号と、条例第 10 条第 4 号には該当しないので、文書の日付部分は全て公開、交付すること。
- 4 1 の調査を行なった結果、審査請求に係る処分により公開、交付された文書が、令和 4 年教育委員会臨時会で報告された事案のもので、なおかつ 2 の調査を行なった結果、令和 4 年 12 月 1 日付け泉南教委指第 1748 号の文書と令和 4 年 8 月 26 日付け標題「本校における●のいじめ調査報告書」の文書とが、同じ事案についての文書であれば、本件公開請求の 2 つ目である「同法第 28 条第 1 項の規定による調査に係る文書」の日付は、令和 4 年 12 月 1 日以降のものが存在すると考えられる。令和 4 年 12 月 1 日以降の日付のものを含め、全て公開すること。その際、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に係る文書の日付け部分は、条例第 10 条第 1 号と、条例第 10 条第 4 号には該当しないので、文書の日付部分は全て公開、交付すること。

5 1の調査を行なった結果、審査請求に係る処分により公開、交付された文書が、令和4年第1回泉南市教育委員会会議の臨時会における報告第2号「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案のもので、なおかつ2の調査を行なった結果、令和4年12月1日付け泉南教委指第1748号の文書と令和4年8月26日付け標題「本校における●のいじめ調査報告書」の文書とが、別の事案についての文書である場合。つまり令和4年教育委員会臨時会で報告された「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案が複数件ある場合、令和4年教育委員会臨時会で報告された全ての事案における「いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書」と「同法第28条第1項の規定による調査に係る文書」とをそれぞれ公開、交付すること。その際、いじめ防止対策推進法第28条第1項、同法第30条第1項に係る文書の日付け部分は、条例第10条第1号と、条例第10条第4号には該当しないので、文書の日付部分は全て公開、交付すること。

第4 処分庁の説明の趣旨

弁明書及び審査庁の説明によると、処分庁の主張は概ね次のとおりである。

- (1) 第3 審査請求の趣旨の1について、同じ事案である。
- (2) 第3 審査請求の趣旨の2について、同じ事案である。
- (3) 第3 審査請求の趣旨の3について、同じ事案である。
- (4) 第3 審査請求の趣旨の4について、同じ事案である。

本事案については、令和4年8月26日付けで学校長から教育委員会教育長に学校で行った調査報告書の提出があり、令和4年12月1日付けで教育委員会教育長から市長に報告を行ったもので、当該請求に係る文書は、公開した文書以外存在しない。

文書の日付け部分については、他の文書と照合することにより学校や個人名が特定されるおそれがあるため、条例第10条第1号により非公開としている。

- (5) 第3 審査請求の趣旨の5について、同じ事案である。

第5 審査会の判断の理由

まず、審査会において令和5年8月23日付け泉南教委指第1197号泉南市情報公開決定通知書で通知され情報公開、交付された文書全てが、令和4年8月1日に開催された令和4年第1回泉南市教育委員会会議の臨時会における報告第2号「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案であることを確認した。

次に、審査請求に係る処分により公開、交付された令和4年12月1日付け泉南教委指第1748号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」と令和4年8月26日付け「本校における●のいじめ調査報告書」が、同じ事案についてのものであることを確認した。

そして、本件対象文書の特定の妥当性について検討したところ、泉南市情報公開請求書の（１）件名箇所１. いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項に係る文書は、「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」とこれに添付された「本校における●のいじめ調査報告書」を一体として一部公開されている。同件名箇所 2. 同法第 28 条第 1 項の規定による調査に係る文書について、本件対象文書の保有を確認した上で、改めて情報公開決定等をすべきであると判断した。

また、いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項に係る文書及び同法第 28 条第 1 項の規定による調査に係る文書の日付の公開については、条例第 10 条第 1 号に該当し、学校名、個人が特定されるおそれがあるため、非公開とすることが妥当であると判断した。

最後に、審査請求人からその他種々の主張があるが、本件処分の適否以外のものに係る内容については言及しない。また、これらは審査会の判断を左右するものではない。

第 6 結論

以上により、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。